

不利益処分の内容	退場命令		
根拠法令及び条項	鳥取市教育委員会傍聴人規則第 5 条		
担 当 課	教育総務課	処分権者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>退場命令は、傍聴人規則第 3 条各号又は第 4 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 傍聴人規則第 3 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合には、当該事実が確認されたときは、直ちに退場を命令するものとし、その疑いがあると認められる場合は、その者の傍聴態度を判断して、必要に応じ注意を行うものとするが、注意後は、当該第 1 号又は第 2 号に該当すると判断される言動又は行為があったと認められる場合には、直ちに退場を命令するものとする。 傍聴人規則第 3 条第 3 号に該当する場合には、会議を妨害し、又は他の傍聴人の妨げとなる言動又は行為を行ったときは、直ちに退場を命令するものとし、その疑いがあると認められる場合は、その者の傍聴態度を判断して、必要に応じ注意を行うものとするが、注意後は、会議を妨害し、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認められる言動又は行為があったと認められるときは、直ちに退場を命令するものとする。 傍聴人規則第 4 条各号のいずれかに該当する場合には、当該事実が確認されたときは、直ちに退場を命令するものとし、その疑いがあると認められる場合は、その者の傍聴態度を判断して、注意を行うものとするが、注意後は、各号に該当すると判断される行為があったと認められるときは、直ちに退場を命令する。 			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市立学校条例第 13 条		
担 当 課	教育総務課	処分権者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>学校施設の使用許可の取消し若しくは停止又は学校施設からの退去命令は、条例第 13 条各号のいずれかに該当した場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 条例第 13 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該違反した事実に基づき故意又は悪意の有無及びその程度、反省の有無及びその程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 条例第 13 条第 3 号に該当する場合は、社会一般常識に照らして、公共の福祉を害すると判断される場合に、その必要な範囲内において行う。 条例第 13 条第 4 号に該当する場合は、学校施設の保全、保安、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。 			

教委 1 - 3

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市立学校条例第 16 条		
担 当 課	教育総務課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>学校施設の使用に関する過料の賦課は、条例第 16 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、故意又は悪意の有無及びその程度、反省の有無及びその程度その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p>			